

7 園芸振興室の事業概要

(事業名) 次世代を担う園芸産地整備事業

(継続 実施期間：平成23年～27年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 631,620 (611,776)	千円 232,800	千円 398,820	千円	園芸振興室 (果樹班、野菜班、 花き特用班)	振興局 (生産流通部)

事業の趣旨

次世代を担う園芸産地づくりを進めるため、企業的経営体の育成を主眼に産地の拠点となる栽培施設や流通施設の整備を支援し「大分の顔」となる園芸品目を確立する。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
1 園芸企業者育成対策 (1)規模拡大施設整備事業	千円 295,729	栽培施設整備、生産基盤整備 新植、改植、高接	県下全域
2 企業参入促進対策	88,500	栽培施設整備、生産基盤整備	県下全域
3 低コスト園芸施設整備 対策 (1)生産性向上施設整備事 業 (2)遊休施設等活用事業 ①遊休ハウス活用 ②拠点産地施設改修	76,465	施設高度利用、防災・省力化、 重油高騰対策 遊休ハウスの移設、補修 施設の改修	県下全域
4 園芸産地拠点施設整備 対策 (1)大規模リース団地施設 整備事業 (2)広域産地拠点施設整備 事業	161,416	施設整備（リース団地） 広域集出荷施設の整備	県下全域
5 大規模リース団地整備 支援対策	3,983	新規入植者の負担軽減を支援	県下全域
6 推進費	5,527		

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
1 園芸企業者育成対策 (1)規模拡大施設整備事業 ・栽培施設整備 ・生産基盤整備 ・新植、改植、高接	農協 農協連 農業公社 営農集団 農業生産法人 (国庫直採) 地域協議会等	<ul style="list-style-type: none"> 国庫事業の採択要件を満たすこと。（国庫活用型） 事業実施主体が営農集団の場合は、受益者が、認定農業者又は認定就農者であること。 栽培施設整備にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.3ha以上（1戸あたり概ね10a以上）の施設拡大を行うこと。 生産基盤整備にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.5ha以上（1戸あたり概ね20a以上）であること。 	(国庫活用型) 国1/2 県1/6～1/12 市町村 1/8～1/12 (県単型) 県5/12～1/6 市町村 1/6～1/12

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
2 企業参入促進対策 ・栽培施設整備 ・生産基盤整備	農協 農協連 農業公社 営農集団 農業生産法人	<ul style="list-style-type: none"> ・新植、改植、高接にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.3ha以上(1戸あたり概ね10a以上)であること。 ・農協共販又は3戸以上で共同販売されること。 ・栽培施設整備において、事業実施主体が認定農業者又は認定就農者1戸の場合は、下記の要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①60歳未満であること。 ②戦略品目のハウス施設であること。 ③10a以上の規模拡大を行うこと。 ④農業企業者もしくは農業企業者になることが見込まれること。 ・国庫事業の採択要件を満たすこと。（国庫活用型） ・事業実施主体が営農集団の場合は、受益者が、認定農業者又は認定就農者であること。 ・栽培施設整備にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.3ha以上（1戸あたり概ね10a以上）の施設拡大を行うこと。 ・生産基盤整備にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.5ha以上（1戸あたり概ね20a以上）であること。 ・新植、改植、高接にあつては、導入面積が市町村又は広域共販単位に年間0.3ha以上(1戸あたり概ね10a以上)であること。 ・農協共販又は3戸以上で共同販売されること。 	(国庫活用型) 国1/2 県1/6*~1/12 市町村 1/8~0* (県単型) 県7/12*~1/3 市町村 1/6~0* ※特認規定有
3 低コスト園芸施設整備対策	農協 農協連 農業公社 営農集団 農業生産法人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が営農集団の場合は、受益者が、認定農業者又は認定就農者であること。 ・農協共販又は3戸以上で共同販売されること。 	県1/3~1/6 市町村1/6
(1)生産性向上施設整備事業 ・施設高度利用 ・防災、省力化 ・重油高騰対策 (2)遊休施設等活用事業 ①遊休ハウス活用 ・施設移転、補修 ②拠点産地施設改修 ・施設の改修	認定農業者 認定就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等が規模拡大を図るため、遊休化しているハウスを活用して栽培に取り組むこと。 ・導入面積が1戸あたり5a以上であること。 ・60歳未満の認定農業者又は認定就農者であること。 ・経営面積が50a以上であること。 ・同一品目の経営を維持継承すること。 ・対象施設が耐用年数相当期間を経過していること。 	県1/3~1/6 市町村1/6
4 園芸産地拠点施設整備対策 (1)大規模リース団地施設整備事業 (国庫活用型) (県単型)	県農業農村 振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫事業の採択要件を満たすこと。 ・入植者が3戸以上で、かつ認定農業者又は認定就農者であること。 ・栽培施設整備にあつては、年間概ね0.5ha以上（1戸あたり概ね10a以上）の施設団地として設置すること。 ・戦略品目等であること。 ・新規就農者又は就農予定者の研修を受け入れる認定農業者であること 	(国庫活用型) 国1/2 県1/6*~1/8 市町村 1/8~1/12* ※特認規定有 (県単型) 県1/2 市町村 1/4

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
(2) 広域産地拠点施設整備事業	県農協 農協連 農業公社等 (国庫直採) 地域協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫事業の採択要件を満たすこと(国庫活用型) ・複数の市町村を受益地とし、広域生産、広域出荷体制(県域生産組織、一元出荷等)が整備されていること。 ・処理(生産)量の拡大が確実であること。 	(国庫活用型) 国1/2 県1/6 (県単型) 県1/3~1/6
5 大規模リース団地整備支援対策	県農業農村振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模リース団地施設整備対策・事業で整備した施設の入植者に対する支援であること。 	県1/3

県の補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
園芸企業者育成対策	次世代を担う園芸産地整備事業補助金交付要綱
企業参入促進対策	次世代を担う園芸産地整備事業実施要領
低コスト園芸施設整備対策	大分県強い農業づくり交付金交付要綱
園芸産地拠点施設整備対策	大分県強い農業づくり交付金実施要領
大規模リース団地整備支援対策	

国の補助交付要綱、要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
園芸企業者育成対策	強い農業づくり交付金実施要綱
企業参入促進対策	強い農業づくり交付金実施要領
低コスト園芸施設整備対策	強い農業づくり交付金交付要綱
園芸産地拠点施設整備対策	

(事業名) 園芸品目ブランド確立推進事業

(新規 実施期間：平成25年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 6,813 (3,627)	千円	千円 6,813	千円	園芸振興室 (果樹班、野菜班、 花き特用班)	—

事業の趣旨

園芸戦略品目や戦略品目に準じる品目の振興上の課題を早急に解決することで、ブランド化の推進を図り、農業生産額の拡大、農家所得の向上に繋げる。

事業の内容

事業区分	予算額 千円	事業の内容	予定地区等
高糖度かんしょ品質・単収向上対策	2,232	市場評価の高い高糖度かんしょ「甘太くん」の品質向上を図るため、苗供給体制整備にかかる経費	臼杵市 豊後大野市
おおいたのバラ県域ブランド推進対策	2,561	県域での品種構成の見直しに伴い、販売方法の統一と切り花品質の統一にかかる経費	県下全域
シャインマスカットブランド推進対策	2,020	市場評価の高い「シャインマスカット」の高品質生産を図るため、出荷規格の統一にかかる経費	宇佐市 日田市

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
高糖度かんしょ品質・単収向上対策	大分県農業協同組合等	高糖度かんしょの苗供給体制整備に取り組むこと	県1/2
おおいたのバラ県域ブランド推進対策	生産者組織	バラの県域生産・販売に取り組むこと	県1/2
シャインマスカットブランド推進対策	生産者組織 農協等	シャインマスカットの県域生産・販売に取り組むこと	県1/2

県の補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
園芸品目ブランド確立推進事業	園芸品目ブランド確立推進事業費補助金交付要綱 園芸品目ブランド確立推進事業実施要領

(事業名) 大規模園芸団地等育成支援事業

(継続 実施期間：平成23年～27年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 4,159 (4,200)	千円	千円 4,159	千円	園芸振興室 (果樹班、野菜班、 花き特用班)	振興局 (生産流通部)

事業の趣旨

次世代を担う園芸の担い手を育成するために、新規参入者等による大規模経営や産地の担い手の規模拡大を進めているが、用地の確保が課題となっている。

このため、用地の集積や園地の流動化を支援することにより、大規模経営体の育成、認定農業者の規模拡大および産地の活性化を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
大規模用地確保対策	千円 3,600	規模拡大を目指す経営体や新規参入者への農地等の流動化を促進するため、賃借権、所有権の移転等農地集積に係る経費に対して助成する。	県下全域
園地流動化対策	400	果樹、野菜、花き、茶の規模拡大のため、賃借権の設定等を行った認定農業者に促進費を交付する。なお、対象となる農地は、担い手への農地集積推進事業(国庫)で規模拡大交付金の交付を受けた農地に限る。	県下全域
推進指導費	159		

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
大規模用地確保対策	市町村	1 経営体に集積する流動化面積(賃貸借又は所有権の移転)が施設の場合概ね1ha以上、露地の場合概ね3ha以上でその主たる団地が2ha以上、であること	県1/2
園地流動化対策	市町村	認定農業者に対する集積面積 ・果樹、野菜、花き:集積後に各品目の経営が50a以上となること ・茶:集積後に茶経営が概ね2ha以上となること	県1/2

県の補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
大規模園芸団地等育成支援事業	大規模園芸団地等育成支援事業費補助金交付要綱 大規模園芸団地等育成支援事業実施要領

(事業名) ハウス内環境制御技術普及促進事業

(新規 実施期間：平成25年～27年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 14,536 (0)	千円	千円 14,536	千円	園芸振興室 (野菜班)	振興局 (生産流通部)

事業の趣旨

施設園芸において、ハウス内の温度、湿度、CO₂等の環境データを常時管理できるシステムの導入を推進し、データに基づいた栽培を普及させることで、単収の向上を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
実証及び最適管理マニュアルの整備	千円 13,183	戦略5品目について、ハウス内環境測定装置をモデル的に導入し、得られたデータにより最適管理マニュアルを整備する。	県下全域
生産者研修会の開催等による普及推進	1,353	環境制御技術普及促進のための各種研修会を開催する。	県下全域

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
ハウス内環境モニタリング整備対策	生産者組織	戦略品目等	県1/2

県の補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
ハウス内環境制御技術普及促進事業	ハウス内環境制御技術普及促進事業費補助金交付要綱 ハウス内環境制御技術普及促進事業実施要領

(事業名) 野菜価格安定対策事業

(継続 実施期間：昭和41年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関	
	国	庫	一 般			そ の 他
千円 62,998 (67,154)	千円		千円 62,998	千円	園芸振興室 (野菜班)	振興局 (生産流通部)

事業の趣旨

野菜の市場価格が著しく低下した場合に、生産者に価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
価格安定対策事業 指定野菜、特定野菜、契約野菜、県単野菜	千円 62,687	市場価格が著しく低下したとき、価格差補給金の交付を行うのに必要な準備金を造成する。	県下全域
推進費	311		

補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
指定野菜価格安定対策事業	県野菜価格安定資金協会	〈重要野菜〉 秋冬はくさい、たまねぎ 〈一般野菜〉 夏秋ピーマン、夏秋トマト、夏秋きゅうり、夏秋なす、夏秋レタス、秋冬さといも、冬春きゅうり	国65%、県17.5% 国60%、県20%
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		〈特定野菜供給育成〉 ○重要特定野菜 かぼちゃ、ブロッコリー ○特定野菜 青みつば、アスパラガス かんしょ、にら 〈指定野菜供給育成〉 春レタス、夏秋なす、夏秋きゅうり 春夏にんじん、夏ねぎ、秋冬ねぎ、春キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん	国1/2、県1/4 国1/3、県1/3 国1/2、県1/4
大分県野菜価格安定対策事業		こねぎ、カボス、ピーマン	県1/2

補助交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要綱・要領等
指定野菜価格安定対策事業	野菜生産出荷安定法、野菜価格安定対策費補助金交付要綱 指定野菜価格安定対策事業実施要領
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	特定野菜等価格安定事業費補助金交付要綱 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領
大分県野菜価格安定対策事業	大分県野菜価格安定事業費補助金交付要綱 大分県野菜価格安定対策事業実施要領

(事業名) 大分の茶産地強化対策事業

(継続 実施期間：平成18年～32年)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 55,134 (325,639)	千円	千円 55,134	千円	園芸振興室 (花き特用班)	振興局 (生産流通部)

事業の趣旨

「おおいた茶」のブランド確立を推進するため、産地の規模拡大と省力化対策を講じ、生産体制の強化を図るとともに、新たな需要に対応するため、2、3番茶の生産力強化、ペットボトル等緑茶飲料にも対応した産地づくりを行う。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
茶産地育成強化対策	千円 54,088	<ul style="list-style-type: none"> 産地拡大対策 緑茶飲料産地づくりのための茶園造成、茶苗木等植栽、乗用管理機、防霜施設等 地域ブランド確立対策 高品質なかぶせ栽培を推進するためかぶせ栽培施設の整備等 	杵築市、臼杵市等 宇佐市 臼杵市、豊後高田市、豊後大野市等
推進費	1,046		

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
茶産地育成強化対策	農業協同組合、3戸以上の営農集団、農事組合法人、農業生産法人又は知事が認める団体等	<ul style="list-style-type: none"> 産地拡大対策 茶園造成 50a以上 茶苗木等植栽 50a以上 乗用管理機等 2ha以上 防霜施設 1ha以上 荒茶加工施設 5ha以上 生葉コンテナ 5ha以上 地域ブランド確立対策 かぶせ栽培施設 1ha以上 	県1/3～5/12 県1/2～7/12 県1/3～5/12 県1/3～5/12 県1/3 県1/3
広域緑茶飲料加工拠点施設整備事業		<ul style="list-style-type: none"> 国庫事業の採択要件を満たすこと。 	国1/2、県1/12

補助交付要綱、実施要項・要領等

事業区分	補助金交付要綱、実施要項・要領等
茶産地育成強化対策	大分の茶産地強化対策事業費補助金交付要綱
広域緑茶飲料加工拠点施設整備事業	大分の茶産地強化対策事業実施要領 大分県強い農業づくり交付金交付要綱 大分県強い農業づくり交付金実施要領